

みその表示に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、みそ（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「みそ」とは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第3の中欄に掲げるみそであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したものを加えたもの又は大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものを加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させたもの</p> <p>(2) (1)に砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、風味原料（かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、魚^{じょう}醬油、たんぱく加水分解物、酵母エキスその他これらに類する食品をいう。）等を加えたもの</p> <p>2 この規約において「米みそ」とは、みそのうち、大豆（脱脂加工大豆を除く。以下同じ。）を蒸煮したものに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「米こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものをいう。</p> <p>3 この規約において「麦みそ」とは、みそのうち、大豆を蒸煮したものに、大麦又ははだか麦を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「麦こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものをいう。</p> <p>4 この規約において「豆みそ」とは、みそのうち、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「豆こうじ」という。）に食塩を混合したものをいう。</p> <p>5 この規約において「調合みそ」とは、みそのうち、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等、米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のものをいう。</p> <p>6 この規約において「事業者」とは、みそを製造し、加工し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はみその製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者をいう。</p> <p>7 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するみその取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。）</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>以下同じ。)による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、みその表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、みその容器包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p>	<p>(必要表示事項の表示基準)</p> <p>第1条 みその表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第1項に規定する必要表示事項は、(1)に掲げる基準に基づき、(2)に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>(1) 基準</p> <p>ア 名称</p> <p>規約第2条の規定に従い、米みそにあつては「米みそ」と、麦みそにあつては「麦みそ」と、豆みそにあつては「豆みそ」と、調合みそにあつては「調合みそ」と表示すること。</p> <p>ただし、風味原料(かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、魚^{じょう}醤油、たんぱく加水分解物、酵母エキスその他これらに類する食品をいう。以下同じ。)を加えたものであつて、風味原料の原材料に占める重量の割合が調味の目的で使用される添加物の原材料に占める重量の割合を上回るものにあつては、「米みそ」等の文字の次に括弧を付して、「だし入り」と表示すること。</p> <p>イ 原材料名</p> <p>(ア) 使用した原材料を、次のa及びbに定めるところにより、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、表示すること。</p> <p>a 原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示すること。ただし、米みそ、麦みそ又は豆みそを2種以上混合した「調合みそ」にあつては、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、その文字の次に括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を原材料に占める重量の割合の高いものか</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(3) 添加物</p> <p>(4) 原料原産地名</p> <p>(5) 内容量</p> <p>(6) 賞味期限</p>	<p>ら順に表示すること。</p> <p>b 原料以外の原材料にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「かつおぶし粉末」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示すること。</p> <p>(イ) 遺伝子組換えに関する表示をする場合は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第2項遺伝子組換え食品に関する事項の規定に従い、表示するものとする。</p> <p>(ウ) アレルゲンを含む食品に関する表示をする場合は、食品表示基準第3条第2項アレルゲンの規定に従い、表示するものとする。</p> <p>(エ) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定により格付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）又は有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機加工食品である旨を表示することができる。</p> <p>ウ 添加物 添加物の表示は、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、食品表示基準第3条第1項の規定に従い表示すること。</p> <p>エ 原料原産地名 原料原産地名の表示は、食品表示基準第3条第2項の規定に従い表示すること。</p> <p>オ 内容量 計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づき、内容重量をg、kg又はグラム、キログラムで表示すること。</p> <p>カ 賞味期限 (ア) 次に定めるところにより表示すること。 a 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより表示すること。 (a) 令和5年4月1日 (b) 5. 4. 1 (c) 2023. 4. 1 (d) 23. 4. 1 (e) 230401 (f) 050401 b 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次の例のいずれかにより表示すること。ただし、aに定めるところにより表示することを妨げない。 (a) 令和5年4月 (b) 5. 4 (c) 2023. 4</p>


規 約	施 行 規 則
<p>(7) 保存の方法</p> <p>(8) 輸入品にあつては、原産国名</p> <p>(9) 食品関連事業者（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第3項第1号の食品関連事業者をいう。）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(10) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）</p>	<p>(d) 23.4 (e) 2304 (f) 0504</p> <p>(イ) 賞味期限を(2)に掲げる様式に従い表示することが困難な場合は、(2)に掲げる様式の賞味期限の欄に表示箇所を明瞭に表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>キ 保存方法 「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないものは、省略することができる。 上記カ(イ)の場合において、(2)に掲げる様式の保存方法の欄に表示箇所を明瞭に表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</p> <p>ク 原産国名 輸入品にあつては原産国名を表示すること。</p> <p>ケ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示すること。</p> <p>コ 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称） (ア) 表示を行う事業者が製造業者である場合は「製造者」と、表示を行う事業者が販売業者である場合には「販売者」と、表示を行う事業者が加工業者である場合には「加工者」と、みそが輸入品である場合には「輸入者」と表示し、氏名又は名称及び住所を表示すること。 (イ) (ア)の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地、輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称、輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 (ウ) (ア)の規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p>

規 約	施 行 規 則									
<p>(ii) 栄養成分の量及び熱量</p>	<p>a 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>b 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス</p> <p>c 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p> <p>サ 栄養成分の量及び熱量 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量は、食品表示基準第3条第1項の規定に従い表示すること。</p> <p>(2) 様式 前号アからケまでの表示は次のアに掲げる様式により表示し、前号サの表示は次のイの(ア)又は(イ)に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>ア</p> <table border="1" data-bbox="967 887 1433 1196"> <tr><td>名称</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>添加物</td></tr> <tr><td>原料原産地名</td></tr> <tr><td>内容量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>原産国名</td></tr> <tr><td>製造者</td></tr> </table> <p>a 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。</p> <p>b 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。</p> <p>c 食品関連事業者が販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。</p> <p>d 原材料名、原料原産地名、内容量及び賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所とその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p> <p>e 賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所とその表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</p> <p>f この様式は、縦書きとすることができる。</p> <p>g この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>h 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p>	名称	原材料名	添加物	原料原産地名	内容量	賞味期限	保存方法	原産国名	製造者
名称										
原材料名										
添加物										
原料原産地名										
内容量										
賞味期限										
保存方法										
原産国名										
製造者										

規 約	施 行 規 則																																												
	<p>i 表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、日本産業規格Z8305（1962）に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。</p> <p>j 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略すること。</p> <p>イ (ア)</p> <table border="1" data-bbox="967 607 1433 853"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>g</td> </tr> </tbody> </table> <p>a 食品単位は、100グラム、1食分、1包装その他の1単位いずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</p> <p>b この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</p> <p>c 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。</p> <p>d この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>(イ)</p> <table border="1" data-bbox="967 1301 1433 1854"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th> </tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td> <td>kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td> 一飽和脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td> 一n-3系脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td> 一n-6系脂肪酸</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>コレステロール</td> <td>mg</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td> 一糖質</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td> 一糖類</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td> 一食物繊維</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>上記及びナトリウム以外の栄養成分</td> <td>mg</td> </tr> </tbody> </table> <p>a 食品単位は、100グラム、1食分、1包装その他の1単位いずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</p> <p>b この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</p>	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	一飽和脂肪酸	g	一n-3系脂肪酸	g	一n-6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	一糖質	g	一糖類	g	一食物繊維	g	食塩相当量	g	上記及びナトリウム以外の栄養成分	mg
栄養成分表示																																													
食品単位当たり																																													
熱量	kcal																																												
たんぱく質	g																																												
脂質	g																																												
炭水化物	g																																												
食塩相当量	g																																												
栄養成分表示																																													
食品単位当たり																																													
熱量	kcal																																												
たんぱく質	g																																												
脂質	g																																												
一飽和脂肪酸	g																																												
一n-3系脂肪酸	g																																												
一n-6系脂肪酸	g																																												
コレステロール	mg																																												
炭水化物	g																																												
一糖質	g																																												
一糖類	g																																												
一食物繊維	g																																												
食塩相当量	g																																												
上記及びナトリウム以外の栄養成分	mg																																												

規 約	施 行 規 則
<p>2 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、施行規則の定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、みその取引に関する事項について、次に掲げる事項を強調して表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 特色のある原材料を使用している旨（特定の出産地のものを原材料に使用している旨又は有機農産物を原材料に使用している旨）</p> <p>(2) 大豆、米、食塩等、使用している原材料の種類名又は品種名</p>	<p>c 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。</p> <p>d 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。</p> <p>e 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。</p> <p>f 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄によって表示する。</p> <p>g この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定する識別マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき定められた特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第2号）により行うものとし、次のいずれかにより表示するものとする。</p> <p>(1) カップ詰め容器は、ふた又は本体に一括して、ふた及び本体の識別マークを前記省令で定められた大きさ及びデザインにより行うものとする。ただし、材質表示は省略することができる。</p> <p>(2) ピロタイプ及びガゼットタイプの容器は識別マークのみの表示による。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第4条に規定する特定事項は、次に掲げる基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第4条第1号に規定する特色のある原材料を使用している旨を強調して表示する場合は、食品表示基準第7条の特色のある原材料等の表示の規定に基づき行うこととする。</p> <p>ア 国産大豆、〇〇県産大豆、国産米、〇〇産米等、特定の出産地のものを原材料に使用している旨を表示するときは、その使用割合を当該表示に近接した箇所又は一括表示欄の当該原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100パーセントのときは割合表示を省略することができる。</p> <p>イ 有機大豆使用、有機米使用等、有機農産物を原材料に使用している旨を表示するときは、有機農産物の日本農林規格に基づき認定された有機JASマークの貼付された原材料を使用し、その使用割合を当該表示に近接した箇所又は一括表示欄の当該原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100パーセントのときは割合表示を省略することができる。</p> <p>(2) 規約第4条第2号に規定する大豆、米、食塩等、使用している原材料の種類名又は品種名を強調して</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(3) 有機みそである旨</p> <p>(4) 特定の栄養成分について、含有量が多いこと又は少ないこと（特に食塩が低減された旨）</p> <p>(5) 商品名に特定の地域名を表示する等、特定の地域名、地域的特徴を意味する事項</p> <p>（特定用語の使用基準）</p> <p>第5条 事業者は、みその取引に関する事項について、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 「生」</p> <p>(2) 「天然醸造」</p> <p>(3) 「手造り」等</p> <p>(4) 「特選」又は「特撰」</p>	<p>表示するときは、一括表示の枠外に表示することとし、その使用割合を当該表示に近接した箇所に表示する。ただし、その割合が100パーセントのときは割合表示を省略することができる。</p> <p>(3) 規約第4条第3号に規定する有機みそである旨を表示する場合は、有機農産物加工食品の日本農林規格に基づき、行うこととする。</p> <p>(4) 規約第4条第4号に規定する特定の栄養成分の含有量について強調する場合は、食品表示基準第7条の栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の規定に従い表示することとする。</p> <p>「低減された旨」の表示として、「減塩」、「あさ塩」、「うす塩」、「塩分控え目」等と相対表示をする場合は、他の同種の標準的なみそに比べて低減されたナトリウムの量が100グラム当たり120ミリグラム以上であって、かつ、ナトリウムの量の低減割合が15パーセント以上であることとし、比較する同種のみそを特定するために必要な事項及び低減された食塩相当量又は割合を当該表示と近接した箇所に表示することとする。</p> <p>(5) 規約第4条第5号に規定する商品名に特定の地域名、地域的特徴を意味する事項を表示する場合は、次のアからウまでに示す条件のうち、一つ以上の条件を満たすものとする。</p> <p>ア 当該地域に産する原材料（大豆及び米、麦等の穀類）のみを使用し、その地域で生産、加工及び包装されたもの</p> <p>イ 当該地域で古くから広く認知された特徴を備え、その地域で生産、加工及び包装されたもの</p> <p>ウ 当該地域の事業協同組合等が所有する商標権により同組合員が製造するもの</p> <p>（特定用語の使用基準）</p> <p>第3条 規約第5条に規定する特定用語は、次に掲げる基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第5条第1号に規定する「生」 発酵容器（仕込み）に充填した後、出荷のための容器包装作業の前後において加熱殺菌処理を施さないものに限り、表示することができる。</p> <p>(2) 規約第5条第2号に規定する「天然醸造」 加温により醸造を促進したものではなく、かつ、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物を使用しないものに限り、表示することができる。</p> <p>(3) 規約第5条第3号に規定する「手造り」等 規約第5条第2号の「天然醸造」の使用基準を満たすもので、かつ、製造に当たり全量伝統的な手作業によるこうじ蓋方式により製麹されたこうじを使用したものに限り、表示することができる。</p> <p>(4) 規約第5条第4号に規定する「特選」又は「特撰」 当該商品の品質が別表に定める基準に適合したものに限り、表示することができる。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(5) 「吟醸」</p> <p>(6) 「長期熟成」又は「長熟」</p> <p>(7) 「だし入りみそ」等</p> <p>(8) 「1年みそ」、「2年みそ」等</p> <p>(会員証紙) 第6条 この規約に従い適正な表示をしている事業者は、その販売に係るみその容器、包装等の見やすい場所に「会員証紙」を表示することができる。</p> <p>(不当表示の禁止) 第7条 事業者は、みその取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 第2条第1項から第5項までに規定する定義に合致しない内容の商品について、それぞれ、当該定義に合致するものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (2) 成分又は原材料について、事実と相違するか、実</p>	<p>(5) 規約第5条第5号に規定する「吟醸」当該商品の品質が別表に定める基準に適合したものに限り、表示することができる。</p> <p>(6) 規約第5条第6号に規定する「長期熟成」又は「長熟」 同種のみそに比べて長期熟成したものであって、当該用語に近接して醸造期間を表示することにより表示することができる。</p> <p>(7) 規約第5条第7号に規定する「だし入りみそ」等みそに用いる原材料のうち、かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、魚醤油、たんぱく加水分解物、酵母エキス等の重量の総和が、グルタミン酸ナトリウム、イノシン酸ナトリウム等の重量の総和を超えるものに限り、表示することができる。</p> <p>(8) 規約第5条第8号に規定する「1年みそ」、「2年みそ」等 蒸煮処理された大豆、こうじ及び食塩を混合し、発酵容器（仕込み）に充填した日から容器包装した日までの年数が1年以上のものについて「1年みそ」、同年数が2年以上のものについて「2年みそ」等と、同年数に沿って「〇年みそ」との文言を表示することができる。</p> <p>(会員証紙) 第4条 規約第6条に規定する「会員証紙」の表示は、次のいずれかの方法により行うものとする。 (1) 印刷 (2) シール (3) スタンプ 2 「会員証紙」の表示は次の図柄をもって行う。</p>  <p>3 「会員証紙」の大きさは、直径10ミリメートル以上とするものとする。 4 「会員証紙」を表示した事業者は、当該表示に係る包装、容器等を全国味噌業公正取引協議会に届け出るものとする。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>際のものより著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 第4条に規定する特定事項の表示基準又は第5条に規定する特定用語の使用基準に合致しない表示</p> <p>(4) 合理的な根拠がないにもかかわらず、第4条に規定する事項又は第5条に規定する用語に類似する表示を行うことにより、当該商品が著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 「天然」、「自然」等の表示（第5条第2号に掲げる「天然醸造」に係るものを除く。）</p> <p>(6) 大豆、穀類（米、大麦、はだか麦等）、食塩、種麹菌及び発酵菌以外の原材料又はキャリーオーバー若しくは加工助剂を使用したものについて、「無添加」の表示</p> <p>(7) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる添加物を使用したものについて、「純」、「純正」その他純粋であることを示す表示</p> <p>(8) 合理的な根拠がないにもかかわらず、みそに病気の予防等についての効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 官公庁、神社、仏閣、著名な団体又は著名な個人が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうするような表示</p> <p>（書類等の整備）</p> <p>第8条 事業者は、第4条に規定する事項又は第5条に規定する用語の表示を行う場合は、みその原材料、添加物、製造方法等の事項について記載し、又は記録した書類等を作成し、これを当該表示に係る商品を出荷した日から2年以上保存しなければならない。</p> <p>2 事業者は、第4条に規定する事項又は第5条に規定する用語に類似する表示、「無添加」の表示及びみそに病気の予防等についての効能又は効果がある旨の表示を行う場合は、当該表示の合理的な根拠となる資料を、当該表示に係る商品を出荷した日から2年以上保存しなければならない。</p> <p>（公正取引協議会の設置）</p> <p>第9条 この規約の目的を達成するため、全国味噌業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者団体をもって構成する。</p> <p>（公正取引協議会の事業）</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>第10条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者等からの苦情処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (8) 関係官公庁との連絡に関すること。 (9) その他この規約の施行に関すること。 <p>(違反に関する調査)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 規約に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 <p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 <p>(違反に対する決定)</p> <p>第13条 公正取引協議会は、第11条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の 	

規 約	施 行 規 則						
<p>申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者を追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第14条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この規約の変更は、令和6年10月1日から施行する。</p>	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 884 1007 920">用 語</th> <th data-bbox="1007 884 1431 920">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="852 920 1007 1816"> 「特選」又は「特撰」 </td> <td data-bbox="1007 920 1431 1816"> 「特選」又は「特撰」の文言は、次の基準を全て満たす場合に限り、表示することができるものとする。 「特選」又は「特撰」の文言を表示しようとする場合には、その理由を併記しなければならない。 1 「特選」又は「特撰」の文言を表示しようとする商品（以下「表示予定商品」という。）を製造する事業者が、表示予定商品と同種であり、かつ、品質、製造方法等が劣る商品（以下「比較対照商品」という。）を製造している場合において、表示予定商品の品質、製造方法等が比較対照商品に比べて特に優れていることを示す意味に限って用いること。 2 表示予定商品の品質、製造方法等が比較対照商品よりも次の各号の1以上について特に優れていることを客観的に説明できること。 (1) 原料の品質 (2) こうじの作り方 (3) 大豆に対するこうじの使用量 (4) 発酵熟成期間又は熟成方法 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1816 1007 2031"> 「吟醸」 </td> <td data-bbox="1007 1816 1431 2031"> 「吟醸」の文言は、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）に定める品質を満たす次の原材料のいずれかを用いる場合に限り、表示することができるものとする。 「吟醸」の文言を表示しようとする </td> </tr> </tbody> </table>	用 語	基 準	「特選」又は「特撰」	「特選」又は「特撰」の文言は、次の基準を全て満たす場合に限り、表示することができるものとする。 「特選」又は「特撰」の文言を表示しようとする場合には、その理由を併記しなければならない。 1 「特選」又は「特撰」の文言を表示しようとする商品（以下「表示予定商品」という。）を製造する事業者が、表示予定商品と同種であり、かつ、品質、製造方法等が劣る商品（以下「比較対照商品」という。）を製造している場合において、表示予定商品の品質、製造方法等が比較対照商品に比べて特に優れていることを示す意味に限って用いること。 2 表示予定商品の品質、製造方法等が比較対照商品よりも次の各号の1以上について特に優れていることを客観的に説明できること。 (1) 原料の品質 (2) こうじの作り方 (3) 大豆に対するこうじの使用量 (4) 発酵熟成期間又は熟成方法	「吟醸」	「吟醸」の文言は、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）に定める品質を満たす次の原材料のいずれかを用いる場合に限り、表示することができるものとする。 「吟醸」の文言を表示しようとする
用 語	基 準						
「特選」又は「特撰」	「特選」又は「特撰」の文言は、次の基準を全て満たす場合に限り、表示することができるものとする。 「特選」又は「特撰」の文言を表示しようとする場合には、その理由を併記しなければならない。 1 「特選」又は「特撰」の文言を表示しようとする商品（以下「表示予定商品」という。）を製造する事業者が、表示予定商品と同種であり、かつ、品質、製造方法等が劣る商品（以下「比較対照商品」という。）を製造している場合において、表示予定商品の品質、製造方法等が比較対照商品に比べて特に優れていることを示す意味に限って用いること。 2 表示予定商品の品質、製造方法等が比較対照商品よりも次の各号の1以上について特に優れていることを客観的に説明できること。 (1) 原料の品質 (2) こうじの作り方 (3) 大豆に対するこうじの使用量 (4) 発酵熟成期間又は熟成方法						
「吟醸」	「吟醸」の文言は、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）に定める品質を満たす次の原材料のいずれかを用いる場合に限り、表示することができるものとする。 「吟醸」の文言を表示しようとする						

規 約	施 行 規 則	
		<p>場合には、その理由を併記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大豆 普通大豆3等以上 2 こうじ原料としての米 精米（7分づき精米）等外以上 3 こうじ原料としての大麥及びはだか麥 大麥については普通大粒大麥又は普通小粒大麥2等以上、はだか麥については普通はだか麥2等以上